

	所管	補助・助成事業名称		補助・助成の内容	補助・助成対象者	補助・助成額
1	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	地域文化遺産	実行委員会等が企画し、主体的に実施する事業 (1) 人材育成事業 例) 地域の文化遺産を網羅的に紹介できる観光ボランティアガイドの養成、ヘリテージマネージャーの養成 (2) 普及啓発事業 例) 地域の民俗芸能等を一同に公開する取組、地域の伝統工芸技術等の公開や普及のためのシンポジウム（オンライン配信を含む）、体験ワークショップの開催、文化財を活用した滞在コンテンツ（体験プラン、まち歩きルート等）の制作・実施のための住民主体のワークショップの開催、修理現場の公開・解説、モニターツアーの実施（実施するだけの取組は補助対象外）、周遊バスの実証実験 ※地域計画等を策定している市区町村については、地域計画等の内容を踏まえた以下の取組も補助対象 例) 地域計画等に基づく文化財をユニークベニューとして活用したイベントの開催 (3) その他（地域の文化遺産を活用した、地域活性化に資すると認められる事業 例) 地域住民や文化財所有者等との協働により文化遺産に関する総合的な防災対策を検討する取組	地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会又は文化財保存活用地域計画等を策定している市区町村及び民間団体等（文化財所有者や保存団体、観光団体、商業施設・宿泊施設等の経営者等）で構成する協議会等	実行委員会等が行う事業に要する経費の一部（補助対象経費の85%が上限）を予算の範囲内で補助
2			地域伝統行事・民俗芸能等	○伝統行事等を継承するため、担い手や資金の不足を克服する取組を、補助事業以外で行う計画があることが応募要件 (1) 用具等整備事業 例) 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組 (2) 後継者養成事業 例) 地域の伝統行事保存会における会員等の練習／伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組 (3) 記録作成・情報整備事業 例) 伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成／伝統行事等開催当日のオンライン配信等の取組	地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成される実行委員会等	上限1,000万円、補助対象経費の85%以内（用具等の新調は1点当たり10万円（税込み）／記録作成・情報整備事業は上限 500 万円） 用具整備 対象外） ☐ 社寺等の備品 ☐ 社寺等の提灯 ☐ 飾りののぼり ☐ 建物の修理 ☐ 仮設テント等 ☐ 飾りの提灯 対象） ☐ 鉾・山車・地車等の修理 ☐ 法被 ☐ 踊り等の衣裳や道具 ☐ 伝統行事等で使う手持ちの提灯 ☐ 伝統行事・伝統芸能等で使う楽器等

	所管	補助・助成事業名称	補助・助成の内容	補助・助成対象者	補助・助成額
3	独立行政法人 日本芸術文化 振興会	文化芸術振興基金補助金による助成事業 (前年度9月下旬：公募、11月下旬：助成金交付要望書類提出期限)	(2) 地域の文化振興を目的として行う事業 ②歴史的集落・町並み、文化的景観の普及啓発活動、保存建物の保全・補修、景観保存活動 ③民俗文化財の公開、広域的な交流、復活・復元による伝承、記録作成による保存活用等の活動 (3) 文化に関する団体が行う文化の振興、普及活動 ② 伝統工芸技術、文化財保存技術の保存伝承、公開活用、記録作成による保存活用活動、衰退した伝統工芸技術の復元活動	芸術文化に係る活動を自ら行う芸術団体等	数10万円～数100万円
4	(公財) 朝日 新聞文化財団	文化財保護活動への助成 (2026年度は2025年5月15日～7月5日に受付)	(1) 助成対象となる文化財や事業の種類 1. 美術・工芸品等の文化財の保存・修復・公開活用 2. 史跡・考古資料等の歴史遺産の保存・修復・公開活用 3. これら文化財の環境保全等に関わる事業や活動 (2) 選考基準と助成条件 ○国、又は都道府県、市町村の指定文化財・歴史遺産、及びそれに準じる芸術・学術的に価値のある文化財・歴史遺産 ○原則として、修復等の事業が完了した後に対象文化財を広く一般に公開すること	(1) 申請資格者は原則として法人 原則として対象文化財を保有・継承・管理している日本国内の非営利法人（宗教法人、公益財団法人、学校法人などと、それに準ずる任意団体）及び地方自治体や町会・自治会（以下「対象法人等」という）に対して助成 (2) 任意団体が申請する場合 「任意団体」とは、以下の5つの要件をすべて満たしている非営利組織です。 1. 定款・寄付行為などに類する規約等がある 2. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、役員名簿が完備されている 3. 適正な収支報告書を作成する体制が整い、毎年次の事業報告、会計報告を行っている 4. 団体活動の本拠となる事務所がある 5. 団体としての活動実績が1年以上ある	数10万円～数100万円 ※専門家の推薦必要 ※西予市指定の仏像の保存修理で助成実績あり（134万円）
5	(一財) 冲永 文化振興財団	地域文化活動事業助成	(1) 芸術文化団体が、自ら主催し、あるいは他の組織・団体と共催し又はほかの団体を招聘して実施する伝統民俗芸能公演又は公開事業 (2) 芸術文化団体等（個人又はグループを含む。）が実施する伝統民俗芸能の保存伝習事業	国内に所在する芸術文化団体	8万円～32万円（R 5 実績） R5実績：備品整備、衣裳整備、謝金、用具整備 ※各都道府県又は学識経験者からの推薦必要

	所管	補助・助成事業名称		補助・助成の内容	補助・助成対象者	補助・助成額
6	(公財) 明治 安田クオリティ オブライフ文 化財団	地域の伝統文 化保存維持費 用助成 (令和7年度分 は令和7年1月 31日ㄨ切)	地域の民俗芸 能・民俗技術 への助成	地域の民俗芸能、民俗技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力している個人または団体への助成 (1) 令和7年度(2025年4月～2026年3月)までに、後継者育成と保存継承に必要な諸費用(道具整備費、製作材料費、育成研修費、記録保存費用)などの支出を予定していること。 (2) 上記支出を賄うために、個人または団体の負担以外に外部からの資金協力が緊急不可欠の状態であること。 (3) 都道府県の文化関係所管課の推薦があること。 (4) 次に該当するものは、対象外 ① 国指定の重要無形民俗文化財。ただし、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」は対象。 ② 国の公的助成ないしは他財団などからの助成を受けているもの、もしくは受ける予定のあるもの。 ③ 伝統性、地域性の希薄なもの、あるいは助成対象が不特定なもの。 ④ 助成を受ける団体や組織の形態および事業内容が明確でないもの。 ⑤ 伝統に基づかないイベントや行事など、当財団の助成目的に沿わないもの。	(1) 地域の民俗芸能の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体 (2) 地域の民俗技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体	民俗芸能は1件につき上限70万円 民俗技術は1件につき上限40万円 ※市町村教育委員会、公立博物館、学識経験者等からの推薦ならびに各都道府県教育委員会または知事部局の文化関係所管課の推薦が必要
7	(公財) 三菱 UFJ信託地域文 化財団	三菱UFJ信託地域文化財団助成 (募集開始8月、締切り11月末)		4. 伝統芸能に関する助成 各地の伝統芸能の伝承と保存、後継者の育成を図るための公演。 例：伝統芸能祭、舞踊等、能・薪能、人形浄瑠璃、太鼓、お囃子、獅子舞、農村歌舞伎、神楽・雅楽等	アマチュアの団体・公演に限る。 個別の公演・美術展等に係る費用全般(会場費、衣装・用具等の新調・修復費等)。年間を通しての団体活動費や一般的な備品購入費などは対象外。	1件当たりの助成金上限額は特に定めていない。近年の実績は、1件当たり20万円から70万円程度の助成が多くなっている。近年の倍率は他部門も含めて全体で5倍程度
8	(公財) 三菱 財団	文化財保存修復事業助成 (2025年度分の募集期間は2024年12月13日～2025年1月24日の15:00)		(1) 有形文化財のうち、建造物を除く文化財の保存、修復 (2) 日本国内に所在する屋内展示可能なもの (3) 保存、修復に伴う社会的意義の高いもの (4) 国宝・重要文化財の保存、修復は対象外	・保存、修復を必要とする美術工芸品の所有者(事情により管理責任者による申請も認めることがある) ・営利企業等及びその関係者は申し込み不可 ・営利目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を朱雄または管理する法人および個人は申し込み不可	総額3,500万円を予。応募額は500万円以内とし、採択予定件数は12～14件程度を目途とする。近年の1件あたりの平均金額は250～270万円
9	公益財団法人 文化財保護・ 芸術研究助成 財団	文化財保存修復助成 (前年度1月上旬募集開始、2月末助成申請書類提出期限)		都道府県指定又は市町村指定文化財で、都道府県又は市町村の補助対象事業として修理等を予定している美術工芸品、建造物文化財又は有形民俗文化財(記念物及び無形文化財は除く)のうち、所有者の負担が大きいもの	所有者(又は管理者)※県教委では、主に県指定文化財の保存修理に対し助成を申請。県指定が無い場合、市町へ照会する。	1件当たり約30～100万円程度 * R元：極楽寺木造阿弥陀如来坐像(30万円)

	所管	補助・助成事業名称	補助・助成の内容	補助・助成対象者	補助・助成額
10	公益財団法人 住友財団	文化財維持・修復事業助成 (2024年度は10月1日から11月30日まで募集)	文化財（美術工芸品＜絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古資料・歴史資料＞）の維持・修復事業	修復対象文化財の所有者（管理者の申請も認める場合あり）	(1)総額 7,000万円 (2) 件数の目処 40件程度 ※専門家の推薦必要
11	公益財団法人 全国税理士共 栄会文化財団	地域文化の振興をめざして (6月初旬受付開始、10月末日締切)	② 伝統芸能分野：活動のための諸費用を要するもの◆例：研修費、会場費、材料費、道具費、記録費、衣裝修繕費等	地域における伝統芸能の保存及び後継者の育成を図るための活動などに努力している個人または団体（要推薦人）	1 件につき原則として 50 万円を限度 ※第三者（税理士、学識経験者、公的機関等）による推薦必要
12	公益財団法人 三井住友海上 文化財団	文化の国際交流活動に対する助成 (10月上旬～11月末日公募)	以下の①～⑤のすべてを満たす事業①次年度に実施する事業であること②実施主体が日本国内に所在する団体であること③実施主体がアマチュアであること④実施事業が「音楽」「郷土芸能」の分野であること⑤実施事業が派遣もしくは招聘を通じた国際交流事業であること	助成対象の実施主体である団体	1件につき50万円※但し、助成対象事業がより有意義で優れていると判断した場合は、助成金額を最大100万円まで増額。件数は10件程度（予定） ※都道府県知事又は都道府県教育長の推薦必要
13	公益信託 大成建設自 然・歴史環境 基金	(2025年は7月31日〆切)	国内ならびに開発途上国の自然・歴史環境の保全活用にかかわる活動や研究。助成対象事業に係る「機材費」「資材費」「印刷費」「消耗品費」「旅費」「謝金」等	自然・歴史環境の保全活用のために、活動や研究を行う非営利団体（個人による申請は不可）	助成金総額：1,500万円程度、助成件数：30件程度。
14	公益財団法人 出光美術館	美術品修復助成 (2024年は10月15日応募期限)	日本の古代より近代にいたる絵画・書跡・工芸のうち、指定品に匹敵する美術品で緊急に修復を必要とするものに対し、その費用を助成	美術品を所有する大学・研究機関等及び個人	1件当たり上限800万円 ※推薦書必要
15	公益財団法人 新井財団	歴史的建造物等保存修復助成 (令和 7年4月以降に開始するもの。令和6年 8 月 1 日から 10 月 31 日に募集)	国が指定した文化財以外の建造物（歴史的町並保存地区を含む）のうち、補助対象事業として保存・修復を予定している歴史的建造物及び文化的に価値のある街並みの景観を構築する建物等。また、これらの普及啓発を目的とした催事やイベント等の費用。	対象となる歴史的建造物等を保有・継承・管理している都道府県または市区町村等の地方自治体、及び日本国内の非営利団体（宗教法人、公益財団法人、学校法人等）に対して助成します。非営利法人の場合、自治体の推薦必要。個人による申請の場合は、自治体を通して申請。	1 件当たりの助成金額は、原則として 100 万円～300 万円程度を目途
16	公益財団法人 ポーラ伝統文 化振興財団	助成事業 2025年度助成：2025年2月1日から2025年3月31日まで	日本の無形の伝統文化の保存・振興をはかるため、伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能・行事の各分野で保存・伝承・振興活動および調査・研究活動において、有効な成果が期待できる事業に対し、補助的な援助を行う。 ①無形の伝統文化に関する保存・記録作成事業 ②無形の伝統文化の後継者育成・普及事業 ③無形の伝統文化に関する調査・研究 ④無形の伝統文化の復元・伝承事業 ⑤無形の伝統文化の保存のために欠くことのできない技術や原材料・道具等に関する伝承事業	個人、団体（永続性のある活動団体）	補助的な援助を実施することを前提に1件あたり、30万円から200万円程度 2025年度助成予定件数 保存・伝承・振興に関わる事業 3～4件程度 調査・研究に関わる事業 1件程度

	所管	補助・助成事業名称		補助・助成の内容	補助・助成対象者	補助・助成額
17	一般財団法人 地域創造	地域伝統芸能 等保存事業	映像記録保存 事業	市区町村が実施する、各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）を記録・保存する事業を助成。	市区町村	助成対象事業経費の3分の2以内、200万円を上限
			保存・継承活動支援事業	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援事業	市区町村 市区町村において、管内の地域伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等に対する補助金交付要綱等を定めていること。国指定文化財に該当する地域伝統芸能等については、申請することができない	助成対象事業経費の2分の1以内、30万円を上限
18	愛媛県	愛媛県文化財保存顕彰事業費補助金		県指定文化財の所有者、管理団体、保存団体又は当該文化財の所在する市町が行う文化財保存顕彰事業 (1) 賃金、(2) 需用費（食糧費を除く。）、(3) 役務費 (4) 委託料、(5) 使用料及び賃借料、(6) 工事請負費、 (7) 原材料費、(8) 備品購入費	県指定文化財の所有者、管理団体、保存団体又は当該文化財の所在する市町	(1) 1,000 万円以下：1/3 (2) 1,000 万円を超え2,000 万円以下：1/6 (3) 2,000 万円を超え2,500 万円以下：1/10 (4) 2,500 万円を超える額：1/15
19	伊予銀行	地域文化活動助成 （年2回募集 1回目12月～1月下旬、2回目：6月～7月下旬）		活動に関する道具類の購入や発行物の費用、催物等の実施経費の一部 例） 郷土芸能：獅子舞・鹿踊り・牛鬼・伝承踊り・文楽・神楽 等 郷土史：郷土史・民俗学・文化財の調査研究 等 生活文化：習俗伝承・創作事業・児童育成(読み聞かせ等)・演劇招聘・里山整備 等	愛媛県内で活動する団体・グループで、原則として10年以上※の活動実績を持つこと。 ※ 活動10年未満でも、活動状況や申請内容によっては助成対象となる場合があります。 例：高齢者からの昔話・伝承の採取など時限性のある活動／中断している伝統行事の再興 など	※西予市の事例多数（みかめレクリエーション協会／野村相撲甚句会／高山賀茂神社浦安の舞保存会ほか）
20	（公財）愛媛銀行ふるさと振興基金	ふるさと振興基金助成事業 （上期分：4月～6月募集、下期分：10月～12月募集）		（1）伝統芸能の伝承、発展に寄与するもの ・伝統芸能の後継者育成、他地域への紹介などを行っている個人、団体 ・伝統芸能の衣装、楽器、道具などの保存、製作を行っている個人、団体 ・埋もれた伝統芸能や史跡の発掘、育成に取り組んでいる個人、団体 （3）教養活動に関するもの ・地域に関係する歴史、文学等の学習、紹介をおこなっているグループ 等 （4）交流の促進に関するもの ・祭りの相互交流を行っている団体 ・文化活動に関するミニシンポジウム・フォーラムなどの開催を行う団体 等	愛媛県内で伝統文化の継承、発展のために尽力している団体・個人	

※いずれの補助・助成制度とも、表中に記載しきれない要件等があります。また、年によって内容が変更となる場合もあります。詳しくは各制度のホームページ等から補助要項等をご確認ください。